

平成 28 年 10 月 27 日

**道交法の基準に適合しない電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう！  
まずは、お持ちの自転車の型式について確認をしましょう！**

## **1 アシスト比率が道路交通法上の基準を超えていると判明した電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう**

駆動補助機付自転車（以下「電動アシスト自転車」といいます。）のアシスト比率が道路交通法上の基準を超えていると、基準を超えたアシスト力が不意に加わることにより、バランスを崩すなど危険です。基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると法令違反となり、また、事故につながるおそれもあります。

## **2 道路交通法上の基準に適合しない電動アシスト自転車**

警察庁は、7 製品の電動アシスト自転車のうち少なくとも一部に、道路交通法上のアシスト比率の基準を超えているものがあると公表しました。

([http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/pdf/281027motor\\_assisted\\_bicycle.pdf](http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/pdf/281027motor_assisted_bicycle.pdf))

なお、そのうちの 1 製品については、(独)国民生活センターの商品テストでも、アシスト比率が道路交通法上の基準を超えていることが判明しています。

([http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_2.html))

### **【道路交通法上の電動アシスト自転車のアシスト比率の基準】**

人がペダルを踏む力とモーターによる補助力の比(アシスト比率)が

- ・ 走行速度時速 10km 未満では最大で 1 : 2
- ・ 時速 10km 以上時速 24km 未満では走行速度が上がるほどアシスト比率が徐々に減少
- ・ 時速 24km 以上では補助力が 0

になることとされています。（道路交通法施行規則第一条の三）

### 3 該当する型式の電動アシスト自転車を持っていると思われる場合は、購入先や別紙1の事業者を確認しましょう

別紙1の表を参照し、お持ちの電動アシスト自転車の型式が該当するのではないかとと思われる場合は、購入先や別紙1の事業者を確認しましょう。型式が該当する場合でも、製造ロットによってはアシスト比率の基準を超えない場合もありますが、必ず確認しましょう。

お持ちの自転車の型式が分からない場合や点検・修理等を相談したい場合も、購入先や別紙1の事業者を確認しましょう。

この度、アシスト比率が道路交通法上の基準を越えていることが判明した製品のうち、「消費者庁リコール情報サイト」にリコール情報が掲載されているものは、別紙2のとおりです。消費者庁が把握したリコール情報は、全て同サイトに掲載しています。同サイトは随時更新しますので、御参照ください。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、鈴木

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

## <別紙1>

表. アシスト比率が道路交通法の基準を超える電動アシスト自転車の製品の名称  
及び型式一覧

<p><b>株式会社アイジュ</b></p> <p>製品名称・型式：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・パステル（P A S T E L） XM26-0001</li><li>・パスピエ（P A S S E P I E D） TH26-0002<sup>(※)</sup></li></ul> <p>お問合せ先：お客様相談係 電話番号：0763-55-6981</p> <p>ウェブサイト：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<a href="http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000016481">http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000016481</a></li><li>・<a href="http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000016482">http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcl=00000016482</a></li></ul>
<p><b>株式会社永山</b></p> <p>製品名称・型式：G a l a x y P o w e r C E S 2 6</p> <p>お問合せ先：お客様相談窓口 電話番号：03-5809-2080</p> <p>ウェブサイト：<a href="http://eisanbike.com/notice/">http://eisanbike.com/notice/</a></p>
<p><b>株式会社カイホウジャパン</b></p> <p>製品名称：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・折りたたみ電動アシスト自転車 20 インチ KH-DCY03</li><li>・電動アシスト自転車 KH-DCY09</li></ul> <p>お問合せ先：サポートセンター 電話番号：042-631-5357</p> <p>ウェブサイト：<a href="http://www.kaihou.com/news/3171.html">http://www.kaihou.com/news/3171.html</a></p>
<p><b>神田無線電機株式会社</b></p> <p>製品名称：電動アシスト自転車 T A S K A L - M</p> <p>お問合せ先：コールセンター 電話番号：0120-95-6613</p> <p>ウェブサイト：<a href="http://www.kandamusen.co.jp/release/news_kanda_20160926.pdf">http://www.kandamusen.co.jp/release/news_kanda_20160926.pdf</a></p>
<p><b>株式会社サン・リンクル</b></p> <p>製品名称：C i t y G r e e n l i g h t m i n i</p> <p>*本製品は「C i t y G r e e n l i t t l e m i n i」の名称でインターネット上で販売されている場合があります。</p> <p>お問合せ先：電子メールアドレス <a href="mailto:sun.linkl@nike.eonet.ne.jp">sun.linkl@nike.eonet.ne.jp</a></p>
<p><b>日本タイガー電器株式会社</b></p> <p>製品名称：B i c y c l e - 4 5 2 a s s i s t</p> <p>お問合せ先：専用ダイヤル 電話番号：050-2018-2477</p>

(※) 警察庁の公表した基準に適合しない製品には含まれていないが、道路交通法上のアシスト比率の基準を超える可能性があることを、事業者が消費者に呼び掛けている製品。

## <別紙2>

### 消費者庁リコール情報サイト (<http://www.recall.go.jp/>)

以下の電動アシスト自転車について、消費者庁リコール情報サイトに情報を掲載しています（平成28年10月27日午前現在）。随時更新していますので、御参照ください。

- ・株式会社アイジュ 型式：XM26-0001、TH26-0002

<http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcI=00000016481>

<http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcI=00000016482>

- ・株式会社永山 型式：CES26

<http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcI=00000016494>

- ・神田無線電機株式会社 型式：TASKAL-M

<http://www.recall.go.jp/new/detail.php?rcI=00000016483>

消費者庁リコールサイトには、電動アシスト自転車の特集ページがあります。

上記の製品以外にも、電動アシスト機能やバッテリー等に関するリコールを行っている電動アシスト自転車の情報を掲載しています。御参照ください。

- ・電動アシスト自転車特集ページ

<http://www.recall.go.jp/result/detail.php?rcI=00000013081>

#### <参考：消費者庁リコール情報サービスは御存じですか？>

- 消費者庁では、メール配信サービス「リコール情報メールサービス」により、担当省庁等が公表したリコール情報を一元的に集約して提供いたします。
- メールに掲載されているリコール対象商品が、身の回りにある場合は、すぐにリコールを実施する事業者の案内を確認の上、必要な対応を行ってください。
- 本サービスは無料(通信料金は除く。)で御利用になれます。
- 詳しくは下記のサイトを御参照ください。

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>